

川口市路上喫煙の防止等に関する条例施行規則

平成17年4月20日

規則第83号

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市路上喫煙の防止等に関する条例(平成17年条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止地区の指定等の手続)

第2条 市長は、条例第7条第1項の規定により路上喫煙禁止地区(以下「禁止地区」という。)を指定し、又は同条第3項の規定により禁止地区の指定を変更し、若しくは解除するときは、あらかじめ川口市廃棄物対策審議会の意見を聴かななければならない。

(禁止地区に係る告示事項)

第3条 条例第7条第4項の規定による告示には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 新たに指定され、又はその内容が変更され、若しくは解除されることとなる禁止地区の範囲
- (2) 新たに禁止地区として指定され、又は指定の内容が変更され、若しくは指定が解除されることとなる期日
- (3) 新たに指定され、又は変更されることとなる禁止地区としての時間帯

(身分証明書の携帯)

第4条 条例第9条第1項の指導及び同条第2項の勧告を行う職員は、任務の遂行に当たっては、様式第1号の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第5条 条例第9条第2項の勧告は、様式第2号の勧告書により行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

様式第1号

(表)

身分証明書

第 号
氏名

上記の者は、川口市路上喫煙の防止等に関する条例の規定により、路上喫煙禁止地区内において、喫煙者に対し指導及び勧告を行う権限を有する者であることを証明する。

年 月 日

川口市長

印

(裏)

川口市路上喫煙の防止等に関する条例(抜粋)

(路上喫煙禁止地区)

第7条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要と認める地区を、規則で定めるところにより路上喫煙禁止地区(以下「禁止地区」という。)として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。
- 3 市長は、規則で定めるところにより、第1項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。
- 4 第1項の規定による指定及び前項の規定による変更又は解除は、その地区を告示することにより行うものとする。

(路上喫煙の禁止)

第8条 何人も、禁止地区内においては、路上喫煙をしてはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、前条の規定に違反している者に対して、是正に必要な指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の指導に従わない者に対して、是正するよう勧告をすることができる。

寸法 縦6.5センチメートル
横9.0センチメートル

様式第2号

第 号
年 月 日

勧告書

様

川口市長

印

川口市路上喫煙の防止等に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり勧告します。

1 勧告の内容

2 理由